

令和7年1月30日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
C-002、 装-C-001	感染性廃棄物収集運搬及び処分役務（単価契約）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和7年3月4日（火）10：45
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
（4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（6）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. そ の 他
（1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（4）契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
（5）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年2月17日（月）12：00までに提出しなければならない。
（6）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年2月28日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
（7）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲

渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス: naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名: ○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 黒田 電話 03-3268-3111 内線 20822

適合条件

1 契約業者の条件（特別管理産業廃棄物）

- (1) 収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者であること。
- (2) 処分業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条で定める特別管理産業廃棄物処分業者であること。
- (3) 収集運搬事業所はISO14001規格を取得していること。
- (4) 優良産廃処理業者認定制度による優良産廃処理業者であること。

2 提出書類

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項及び第6項の規定による収集運搬業許可書の写し及び処分業許可書の写し
- (2) その他条件を満たすことがわかる書類1式

3 提出部数

2部

4 提出期限

令和7年2月17日（月）12：00まで

5 その他

- (1) 虚偽がないものとする。
- (2) 上記書類提出後、官側から細部補足資料を求める場合がある。
- (3) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（提出期限が月曜日までの場合は、前週の金曜日）17時00分までとする。

仕様書			
件名	感染性廃棄物収集運搬及び処分役務（単価契約）	作成年月日	令和7年1月28日
		作成課	人事教育局衛生官付医務室

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、人事教育局衛生官付医務室（以下「医務室」という）において発生する感染性廃棄物（人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れのある廃棄物をいう。以下同じ。）の収集運搬及び処分役務について規定する。

2 役務内容

2.1 収集運搬役務

2.1.1 収集物件

医務室における健康診断等の業務の実施に伴って発生する感染性廃棄物

2.1.2 収集運搬要領

- a) 専用容器は30Lの蓋付きのプラスチック容器を契約相手側が用意するものとし、蓋締め時に密閉状態になること。足踏みスタンドホルダーは、専用容器に装着が可能なものを契約相手方が用意し、8個を医務室に貸与すること。専用容器は感染性廃棄物であることが識別できるよう、バイオハザードマークが印刷されたものを使用すること。
- b) 前号の容器が感染性廃棄物で満杯になったときに、官側より契約相手方に発注する。
- c) 契約相手方は、満杯となった容器を回収し、代替の容器を設置すること。
- d) 容器の回収は、医務室の担当者の立会いのもとに行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等関係法令に基づき、適正に処分すること。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付すること。

2.1.3 その他

- a) 感染性廃棄物の容器は、収集運搬の際に密閉した上で、処分業者へ搬送する。容器の再利用は行わないこと。
- b) この業務に必要な専用容器、器材、消耗品等は契約相手方の負担とする。

2.2 処理役務

2.2.1 処分物件

医務室から収集運搬された感染性廃棄物

2.2.2 処理方法

感染性廃棄物の容器は開封することなく、梱包ごと処分場で焼却または溶解処分するものとし、容器の再利用は行わない。

2.2.3 処分施設に関する要件

- a) 東京都廃棄物審議会の「都内から排出される感染性廃棄物は、全量都内処理を目指す。」という観点から都内にある処分施設で処理を行うこと。
- b) 施設は、迅速な処理を行うのに十分な処分能力を有し、かつ2機以上の設備を有すること。

2.2.4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- a) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、受注者において準備する。
- b) 契約相手方において産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記載し施設管理担当者（排出事業者）に提出するものとする。
- c) 廃棄物の収集運搬に当たっては施設管理担当者（排出事業者）よりマニフェストの交付を受け、処分又は収集運搬時に必要事項を適切に記載し施設管理担当者（排出事業者）に提出するものとする。
- d) すべての産業廃棄物管理票（マニフェスト）が施設管理担当者（排出事業者）に提出された場合、役務完了とする。

3 発注の要領

- a) 官側は契約相手方に対して、別記様式の発注書（別紙）をもって発注する。
- b) 契約相手方が官側に対して報告するために要する経費は契約相手側の負担とする。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

5 予定数量

30L容器、230個

注：予定数量は実績等からの参考の数値であり、発注数量を保証するものではない。

6 資格及び条件

- a) 収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業者であること。
- b) 処分業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条で定める特別管理産業廃棄物処分業者であること。
- c) 収集運搬事業所はISO14001規格を取得していること。
- d) 優良産廃処理業者認定制度による優良産廃処理業者であること。

7 その他

- a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係諸法規の定めるところにより、適正に処理するものとする。
- b) 本仕様書において疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議するものとする。また、収集運搬業者と処分業者の契約相手方が異なる場合は、3者間において協議を行うものとする。
- c) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- d) 契約相手方は当該役務完了後、支出負担行為担当官補助者の検査を受けるものとする。

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会 計 管 理 官

下記のとおり発注する

記

- 1 発注件数： 件
- 2 期 間： 令和 年 月 日から
令和 年 月 日

3 発注数量及び金額

容量	単価	数量	金額
計			

上記のとおり発注されたい

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会 計 管 理 官 殿

人事教育局衛生官付医務室
医 務 管 理 専 門 官